

（第1面）

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

2023年 6月 23日

（宛先）
越谷市長



報告者 埼玉県越谷市南越谷1-20-10
大樹生命南越谷ビル6階
住友林業ホームテック株式会社
埼玉東支店
支店長 酒井 豊
(電話番号 048-990-6620)

2023年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	住友林業ホームテック株式会社
事業場の所在地	埼玉県越谷市南越谷1-20-10大樹生命南越谷ビル6階
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	2022年 元請完成工事高 934百万円
③ 従業員数	32名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙Iの通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙Ⅱの通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	431 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	413 t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出時の分別を徹底しリサイクル率を向上させる ・ レンタル養生材を活用して産廃発生抑制に努める 		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラ、紙くず、木くず、廃石膏ボードの分別を徹底 		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場へ「分別一覧表」を掲示して分別を徹底 ・ 現場を巡回し分別状況の確認を実施し、指導も行う 		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	431 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	431 t	t
	再生利用業者への処理委託量	357 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	413 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	413 t	t
	再生利用業者への処理委託量	343 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

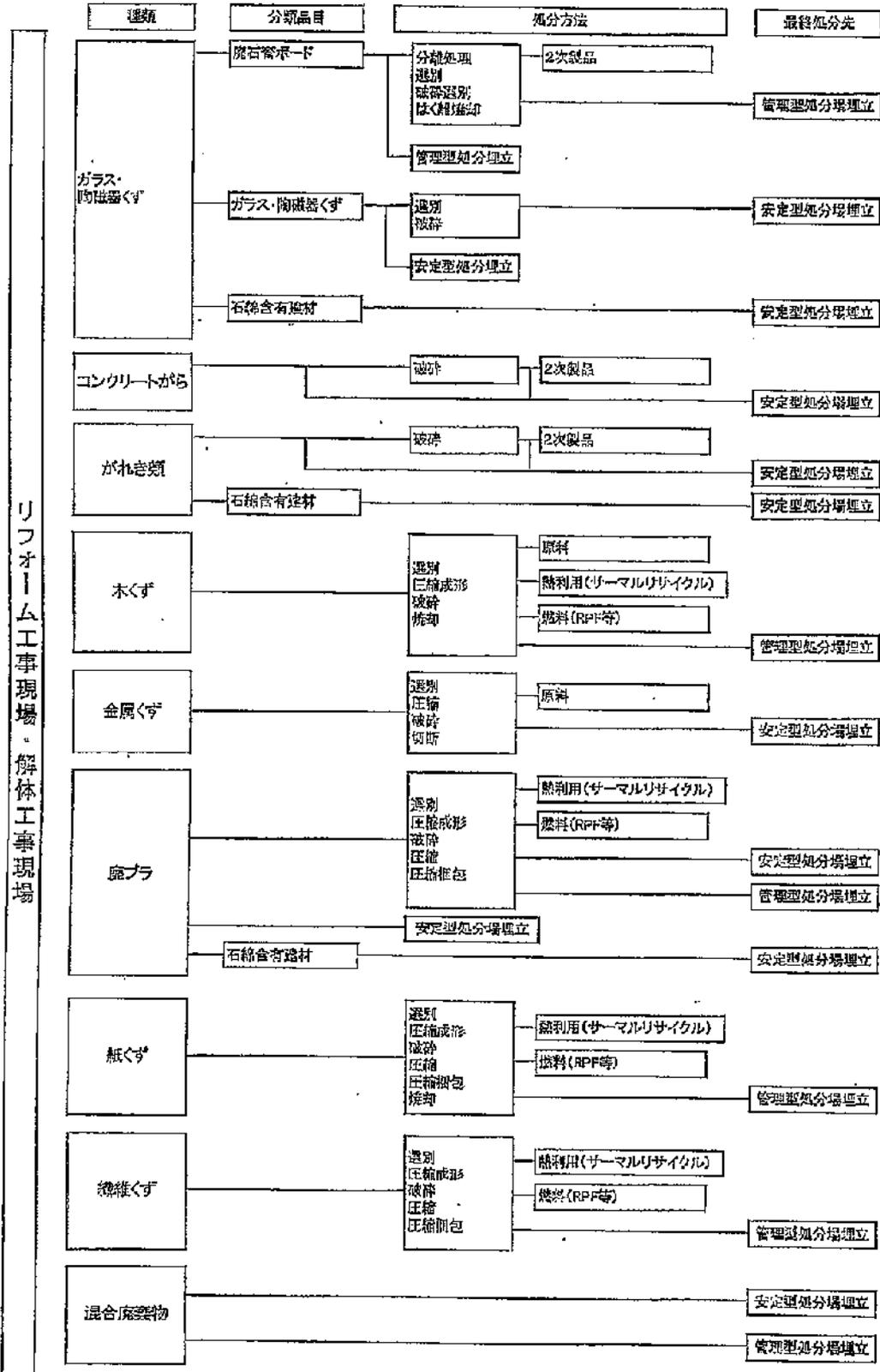
別紙

現状:前年度(2022 年度) 実績量
 計画:今年度(2023 年度) 計画量

単位:トン/年

(特別管理) 産業廃棄物の種別	排出物に関する事項		自らの再生利用に関する事項		自らの中間処理に関する事項				自らの焼却処分に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自らの再生利用を行う (特別管理)産業廃棄物の量		自らの回収を行う (特別管理)産業廃棄物の量		自らの中間処理により減量する (特別管理)産業廃棄物の量		自らの焼却処分又は焼却投入及び 行う(特別管理)産業廃棄物の量		全処理委託量		環境特定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定回収業者への 処理委託量		認定回収業者以外の委託取 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃プラスチック類	23	25	0	0	0	0	0	0	0	0	23	25	23	25	19	22	0	0	0	0
紙くず	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8	7	8	7	8	0	0	0	0
木くず	87	85	0	0	0	0	0	0	0	0	87	85	87	85	87	85	0	0	0	0
繊維くず	14	10	0	0	0	0	0	0	0	0	14	10	14	10	14	10	0	0	0	0
金属くず	12	13	0	0	0	0	0	0	0	0	12	13	12	13	12	13	0	0	0	0
ガラス・陶磁器くず	67	65	0	0	0	0	0	0	0	0	67	65	67	65	56	56	0	0	0	0
建設混合廃棄物(安定型)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0
建設混合廃棄物(管理型)	27	25	0	0	0	0	0	0	0	0	27	25	27	25	24	22	0	0	0	0
がれき類	149	140	0	0	0	0	0	0	0	0	149	140	149	140	107	100	0	0	0	0
廃石膏ボード	35	30	0	0	0	0	0	0	0	0	35	30	35	30	29	25	0	0	0	0
石綿	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	8	10	8	10	0	0	0	0	0	0
合計	431	413	0	0	0	0	0	0	0	0	431	413	431	413	357	343	0	0	0	0

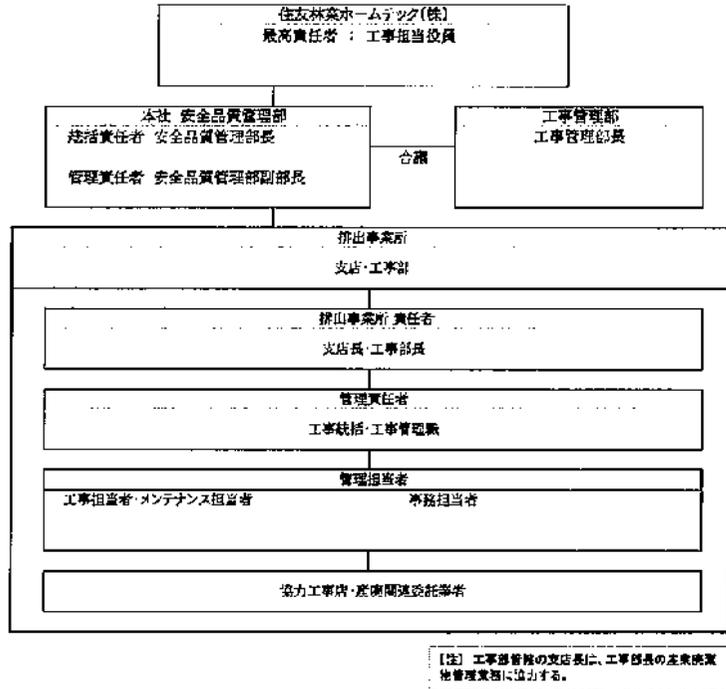
産業廃棄物処理フロー



リフォーム工事現場・解体工事現場

1. 産業廃棄物管理体制図

産業廃棄物管理規程-第6章-第13条に基づく組織として、以下のとおり、定める。



2. 役割

産業廃棄物管理規程および騒音振動規程に基づく役割は、以下のとおり、

安全品質管理部
①産業廃棄物管理等に關する会社の基本方針の作成、並びに統括指導・教育に關する事項
②産業廃棄物の適正処理に關する規程、管理体制図等の制定改定
③処理業務遂行のための情報収集、指示、指導、助言、及び社内関係部署との連絡調整
④廃除法及び関係法令等の研究及び行政官庁との連絡調整
⑤産業廃棄物の排出状況、再資源化及び再利川状況の把握及び分析
⑥法令・行政庁の指導内容の周知
⑦産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議
⑧住友林業株式会社との連絡調整

工事管理部
以下の業務において、合議承認を要する
①産業廃棄物管理等に關する会社の基本方針の作成
②産業廃棄物の適正処理に關する規程、管理体制図等の制定改定
③産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議

排出事業所(支店・工事部等) 排出事業所責任者(排出事業所等の長)	支店		工事部管轄		工事所管轄	
	支店長	工事部長 工事統括部長	工事部長 工事統括部長	現場 支店長	現場 支店長	管理 支店長
①会社方針に則した支店の方針に關する事項	●	●	○	●	●	●
②排出事業所等の産業廃棄物管理に關する事項を統括する	●	●	-	●	●	●
③産業廃棄物管理者(管理責任者、管理担当者)並びに、必要に応じて特別管理産業廃棄物責任者)の任命	●	●	-	●	●	●
④取引関係における排出事業者責任の把握及び当該責任に即した産業廃棄物の適正処理に關する指示及び関係者との協議	●	●	○	●	●	●
⑤支店内産業廃棄物処理委託業者の採用に關する事項	●	○	●	●	●	●
⑥産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の締結	●	●	-	●	●	●
⑦社内関係部署との情報交換、協議、連絡調整	●	●	○	●	●	●
管理責任者(排出事業所等の工事統括もしくは工事部工事管理職)						
	支店		工事部管轄		工事所管轄	
	工事統括		工事部管轄		現場支店	
①産業廃棄物処理の現場調整の指示、指導及び助言	●	-	●	●	●	●
②産業廃棄物処理実績の集計、記録の保存及びその報告	●	●	-	●	●	●
③マニフェスト(産業廃棄物管理票)の処理、管理及び保存	●	●	-	●	●	●
④産業廃棄物に關する委託契約書の作成、更新管理及び保存	●	●	-	●	●	●
⑤産業廃棄物収集運搬業者及び処理処分業者等の選定、踏査、選定及び教育	●	●	-	●	●	●
⑥従業員及び取引業者に對する産業廃棄物に關する教育の実施	●	○	●	●	●	●
⑦維持法及び廃保法に依り、関係行政機関等に対する申請、報告に關する事項	●	●	○	●	●	●
管理担当者						
事務担当者						
	支店		工事部管轄		工事所管轄	
	工事部		管理支店		現場支店	
①電子マニフェスト登録、期限管理	●	●	-	●	●	●
②産業廃棄物処理実績の集計、記録の保存	●	●	○	●	●	●
③マニフェスト(産業廃棄物管理票)の保存	●	●	○	●	●	●
④産業廃棄物に關する委託契約書の保存	●	●	○	●	●	●
工事担当者・メンテナンス担当者						
①マニフェスト(産業廃棄物管理票)等の交付						
②産業廃棄物の分別及び引渡し等の確認						
③協力工事店等の下請事業者の監督及び指導						
④産業廃棄物の保管基準遵守に關する事項						
⑤産業廃棄物の発生抑制への工夫ならびに再資源化及び再利川の促進						

【注】 ●は責任者、○は副責任者とし、副責任者は該当業務を責任者に押し協力する。

(用語の定義)

- ①「産業廃棄物」とは、廃保法第2条第4項及び第5項に規定される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。
- ②「排出事業所等」とは、事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業所であって、工場・研究所・倉庫・事務所等一定の場所を継続的に産業廃棄物を排出する場所、及び建設現場等の特定の場所で定期的に産業廃棄物を排出する場所を管理する事業所をいう。

※事務所一般廃棄物は総務部にて別途定める。